

事業者健診（定期健康診断）の結果をご提供ください！

メリット

重症化予防に着目した生活習慣改善サポートをご案内します！

- 血糖値や血圧等の検査結果に生活習慣病のリスクがあるにも関わらず、医療機関を受診していないと思われる方に医療機関への受診をお勧めしています。
- 健診結果に基づき、糖尿病、高血圧、高脂血症等のリスクが高い方へ、生活習慣改善のサポート（特定保健指導）を行っております。保健師や管理栄養士によるサポート（個別相談）で、面接型、遠隔型をご希望に応じてご選択いただけます。
- 健診結果等を活用し、事業所ごとに従業員様の健康状態を分析した『健康経営®サポートカルテ』を無料でご提供いたします。『健康経営®サポートカルテ』は、健康経営を始めるきっかけとして、職場の健康課題の把握にご活用いただけます。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

※『健康経営®サポートカルテ』のご提供は被保険者数30人以上の事業所等の条件があります。

ご提供方法

協会けんぽへ同意書をご提出いただくだけ

事業所様に代わって、健診機関が協会けんぽへ定期健康診断結果を提出しますので、事業所様へデータ作成等のお手数をおかけいたしません。

※健診機関が健診結果データを作成できない場合は、健診結果の写しまたは電子データのご送付を事業所様にお願いすることがあります。

個人情報観点から問題ないの？

➡ 条文詳細はこちらから



「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第27条」により、定期健康診断結果の提供を求められた場合、事業者は定期健康診断結果を提供することが義務付けられております。また、定期健康診断結果の提供は、「個人情報保護法」の「法令に基づく場合」に該当するため**健診を受けた方（従業員様）の同意は不要です。**

送付先・お問い合わせ先
全国健康保険協会（協会けんぽ）
埼玉支部 保健グループ

〒330-8686

さいたま市大宮区錦町682-2大宮情報文化センター（JACK大宮）16階

電話番号 048-658-5915（保健グループ直通）

営業時間 平日8:30~17:15（土日・祝日・年末年始を除く）



全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ



彩の国
埼玉県



厚生労働省 埼玉労働局

事業者健診（定期健診）結果の提供に関する 同意書

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

1. 全国健康保険協会埼玉支部（以下「埼玉支部」という。）が健診実施機関より事業者健診データの提供を受け、埼玉支部が指定する形式でのデータ作成を委託すること。
2. 事業者健診データの取得に際し、埼玉支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、埼玉支部が取得する事業者健診データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定健康診査を含む）・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。
（ただし次年度以降に健診実施機関に変更があった場合は除く。）

令和 年 月 日

事業所所在地

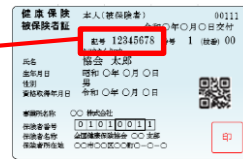
事業所名称

事業主氏名



（1）貴事業者の情報を記入ください。

保険証記号 (7桁または8桁の数字)	
問い合わせ先	電話番号 (- -) 担当者様名 (様)



（2）「事業者健診」を受診予定または受診済の健診機関の情報を記入ください。

受診時期・受診者数は、
おおよそで結構です。

健診機関①	名称 (受診時期： 通年 ・ 月) (40～74歳の受診者数：計 名)
	所在地
健診機関②	名称 (受診時期： 通年 ・ 月) (40～74歳の受診者数：計 名)
	所在地
健診機関③	名称 (受診時期： 通年 ・ 月) (40～74歳の受診者数：計 名)
	所在地

※健診実施機関と契約書により健診結果を保険者へ提供する旨の契約を締結している場合は、当該健診実施機関分の同意書の提出は不要です。

送付先 全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部 保健グループ
〒330-8686 さいたま市大宮区錦町682-2大宮情報文化センター（JACK大宮）16階